

# 兵庫県公報

令和6年6月28日 金曜日 第527号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課）	2
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 車両制限令に基づく道路の指定（道路保全課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	9
○ 平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	9
○ 令和2年兵庫県告示第1248号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 阪神間都市計画学校事業の認可（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
<b>公 告</b>	
○ 令和7年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施（農業改良課）	13
○ 特別保護地区の指定の案の縦覧公告（自然鳥獣共生課）	17
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	18
○ 同 上（同）	19
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	22
○ 同 上（中播磨県民センター）	22
<b>人事委員会公告</b>	
○ 兵庫県職員事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験の実施	22
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	24
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	26
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	28
○ 入札公告	31
<b>正 誤</b>	

○ 令和6年3月29日付け兵庫県公報第19号外中 ..... 33

公布された法令のあらまし

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第 号）

通行する車両の高さの最高制限が4.1メートルである道路を新たに指定することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第600号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準



兵庫県告示第601号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	いわし・いかなご船びき網漁業	高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	別記	5トン未満	4隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年6月28日から同年7月29日まで
- 3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下（注）
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第602号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
家島町	さより船びき網漁業	姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	8月1日から翌年1月15日まで	別記	5トン未満	4隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月28日から同年7月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- イ 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下（注）
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第603号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域（注）	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	建網漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
育波	建網漁業	別記の2	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月28日から同年7月29日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波

堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

2 淡路市育波地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



**兵庫県告示第604号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
相生 赤穂	ひき縄漁業	相生市及び赤穂市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	5月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	11隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年8月15日から同年9月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年10月1日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。



**兵庫県告示第605号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域（注）	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
林崎	ひき縄漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
高砂市	ひき縄漁業	別記の2	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし
姫路市	ひき縄漁業	別記の3	5月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
洲本 津名 東浦	ひき縄漁業	別記の4	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月28日から同年7月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 播磨町から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

3 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区及び網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

4 洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第606号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西浦 南浦	たちうおひき縄漁業	洲本市から淡路市松帆に至る海面（大阪湾）	6月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	定めなし	大阪湾漁業協定書に基づき大阪湾漁業調整協議会から入漁を認められている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年6月28日から同年11月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第607号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
伊保	いかかご漁業	別記	4月15日から7月10日まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年6月28日から同年7月29日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

別記 操業区域

高砂市曾根町地先から同市伊保町地先海面のうち、次の点、A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

A 姫路市大塩町天川尻右岸導流堤（通称十三段波止）基部

B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角

ア Aから207度2,000メートルの点

イ Bから203度30分1,400メートルの点

兵庫県告示第608号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 甲子園尼崎線	尼崎市西向島町15番6から 同 市西向島町15番3まで

2 指定する期日

令和6年7月1日

兵庫県告示第609号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 三木三田線	三木市志染町御坂字南大原547番から 同 市志染町戸田字十力303番1まで
県道 大阪伊丹線	尼崎市次屋1丁目218番から 同 市若王寺3丁目158番3まで
県道 神戸加東線	三木市志染町御坂字南大原566番2から 同 市志染町御坂字法鑑753番92まで
県道 尼崎停車場西川線	尼崎市常光寺1丁目1番から 同 市浜1丁目74番2まで
県道 高田久々知線	尼崎市若王寺3丁目158番3から 同 市神崎町55番13まで
県道 大塩別所線	姫路市別所町佐土字関ヶ端1220番2から 同 市別所町佐土字中出口587番2まで

2 指定する期日

令和6年7月1日

3 通行方法

前記1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置



後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



**兵庫県告示第610号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山手台東(1) (115000217)	宝塚市山手台東5丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(2) (115000218)	宝塚市山手台東5丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(3) (115000219)	宝塚市山手台東5丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(4) (115000220)	宝塚市山手台東5丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(5) (115000221)	宝塚市山手台東5丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(6) (115000222)	宝塚市山手台東5丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図6までは省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第611号**

平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名谷東名I(101060007)の項中別図6を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第612号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山手台東(2) (115000218)	宝塚市山手台東5丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
山手台東(3) (115000219)	宝塚市山手台東5丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
山手台東(4) (115000220)	宝塚市山手台東5丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
山手台東(5) (115000221)	宝塚市山手台東5丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
山手台東(6) (115000222)	宝塚市山手台東5丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

(別図1から別図5までは省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第613号**

令和2年兵庫県告示第1248号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

谷野(2)I(101050039)の項中別図27を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第614号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第374号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西大池(2)I (101070377)	神戸市北区西大池1丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり



**兵庫県告示第615号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第432号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
六甲台(4)(1)I (101020037)	神戸市灘区六甲台町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
六甲台II (101020126)	神戸市灘区六甲台町(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり

兵庫県告示第616号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、令和3年兵庫県告示第380号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
塩屋(3)I (101060042)	神戸市垂水区塩屋町3丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

兵庫県告示第617号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4006号 潮小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月28日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市潮江2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

兵庫県告示第618号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4022号 立花北小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月28日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市栗山町2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第619号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4030号 武庫北小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月28日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市常松2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第620号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4035号 園田北小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月28日から令和8年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市猪名寺2丁目地内
- (2) 使用の部分  
なし



兵庫県告示第621号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4047号 大成中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月28日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市久々知西町2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



兵庫県告示第622号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4054号 武庫東中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月28日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市武庫之荘7丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

公 告

令和7年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施

兵庫県立農業大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第34号）第8条第1項の規定により、令和7年度兵庫県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

なお、不測の事態により日程を延期する場合がある。

令和6年6月28日

兵庫県立農業大学校長 小坂高司

1 募集人員、募集方法等

- (1) 募集人員 40名
- (2) 募集方法
  - ア 推薦入学試験
  - イ 一般入学試験（前期又は後期）

(3) 課程

出願時に次のア又はイのいずれかを選択する。

- ア 農産園芸課程
- イ 畜産課程

2 教育期間

2箇年（全寮制）

3 入学試験

(1) 推薦入学試験

ア 試験日時

令和6年10月29日（火）午前9時30分から

イ 試験場所

加西市常吉町1256—4  
兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

- (7) 筆記試験（国語総合（古文及び漢文を除く。）、数学Ⅰ及び数学A並びに農業の基礎的知識）
- (8) 面接試験

エ 受験資格

次の条件を全て満たす者

- (7) 令和7年4月1日現在満25歳未満で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- (8) 人物、学業成績ともに優秀で、次の条件をすべて満たし、卒業した（卒業見込みの場合は在校する）高等学校の校長が責任をもって推薦できる者
  - a 兵庫県農業の発展に貢献しようとする意欲が高く、兵庫県立農業大学校（以下「本校」という。）卒業後、農村地域の担い手又は地域農業振興等の指導者を目指す者
  - b 調査書全体の評定値平均が3.3以上の者
  - c 学部活動（農業クラブ含む。）等で積極的に活動している者
  - d 合格した場合、入学を確約できる者（専願）

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(8) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和6年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

- a 入学願書
- b 受験票

氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

- d 履歴書・身上書  
本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。
- e 調査書  
高等学校長が作成し、厳封したものであること。
- f 添付書類  
高等学校長の推薦書
- (g) 提出期間  
令和6年10月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和6年10月18日（金）必着とする。
- (h) 提出先  
〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課
- カ 合格発表  
令和6年10月30日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。
- キ 受験についての問合せ先  
兵庫県立農業大学校 教務課  
電話（0790）47-1551
- (2) 一般入学試験（前期）
  - ア 試験日時  
令和6年11月26日（火）午前10時から
  - イ 試験場所  
加西市常吉町1256-4  
兵庫県立農業大学校
  - ウ 試験科目
    - (ア) 筆記試験
      - a 国語総合（古文及び漢文を除く。）
      - b 数学Ⅰ及び数学A
    - (イ) 面接試験
- エ 受験資格  
次の(ア)及び(イ)のいずれも満たす者
  - (ア) 令和7年4月1日現在満25歳未満で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は同年3月卒業見込みの者、及び兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
  - (イ) 兵庫県の農業振興に強い関心を持ち、人物及び健康に優れた者
- オ 受験手続
  - (ア) 募集要項の請求  
封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。
  - (イ) 提出書類  
次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。  
なお、入学考査料は、郵送による場合は令和6年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。
    - a 入学願書
    - b 受験票  
氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。
    - c 受験票送付用封筒  
定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

## d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

## e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書を提出できない者は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

## (7) 提出期間

令和6年10月31日（木）から11月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和6年11月18日（月）必着とする。

## (2) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

## カ 合格発表

令和6年11月27日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

## キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話（0790）47-1551

## (3) 一般入学試験（後期）

## ア 試験日時

令和7年3月11日（火）午前10時から

## イ 試験場所

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校

## ウ 試験科目

## (7) 筆記試験

a 国語総合（古文及び漢文を除く。）

b 数学Ⅰ及び数学A

## (4) 面接試験

## エ 受験資格

次の(7)及び(4)のいずれも満たす者

(7) 令和7年4月1日現在満25歳未満で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は同年3月卒業見込みの者、及び兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(4) 兵庫県の農業振興に強い関心を持ち、人物及び健康に優れた者

(7) 併願可

## オ 受験手続

## (7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

## (4) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和7年2月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

a 入学願書

b 受験票

氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書



本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書を提出できない者は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

(f) 提出期間

令和7年2月17日（月）から同月26日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和7年2月26日（水）必着とする。

(g) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

令和7年3月12日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話 (0790) 47-1551



### 特別保護地区の指定の案の縦覧公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、法第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区について、次のとおり公告する。

また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第5項の規定に基づき、特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日（令和6年7月12日）までの間に、これらの指針案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 (1) 特別保護地区の名称

書写山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

姫路市書写における県道石倉玉田線と市道曾左17号線の交点を起点として、同所から同市道を北進して書写山登山道西坂参道に至り、同所から同参道を北進して書写山円教寺境内林（姫路市書写2968番地）に至り、同所から同境内林の林縁を通り書写山登山道東坂参道に至り、同所から同参道を南進して市道曾左10号線に至り、同所から同市道を南進して県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当該特別保護地区は、姫路市の北西に位置しており、書写山円教寺境内林である。森林は、シイ、コナラ、カシ、クスギ等野鳥が好む「実のなる木」が群生しており、小型の獣類はもとより、野鳥の生息の最適地である。

鳥類は、シジュウカラ、キビタキ、エナガ、イカル、アオゲラ、フクロウ等数多い種が生息している。夏には種の保全状況評価要注目種のオオルリ、秋には環境省レッドリスト準絶滅危惧種のハチクマ・オオタカなど渡り鳥の渡来地である。

このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

ウ 管理方針

現場巡視、鳥類の飛来状況のモニタリング調査等を通じて、区域内の生息環境の把握に努め鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことの無いよう留意する。採餌又は休憩時の鳥類を驚かすような人の不用意な行動など鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視等に取り組む。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県環境部自然鳥獣共生課及び姫路農林水産振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）

兵庫県環境部自然鳥獣共生課鳥獣保護管理班

2 (1) 特別保護地区の名称

城崎特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

城崎鳥獣保護区のうち、豊岡市城崎町湯島字野木谷997番地、字御茶屋ノ上1582番地の1、字本町547番地、548番地、字杉皮谷522番地の1、523番地、526番地、字後山1583番地の1、1583番地の7、字曼陀羅町789番地、792番地、字寺ノ谷800番地の2、806番地の1から10、字四国山1580番地、字甲香1009番地の1及び字神主谷1030番地の区域を北進して書写山登山道西坂参道に至り、同所から同参道を北進して書写山円教寺境内林（姫路市書写2968番地）に至り、同所から同境内林の林縁を通り書写山登山道東坂参道に至り、同所から同参道を南進して市道曾左10号線に至り、同所から同市道を南進して県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当該特別保護地区は、兵庫県北部の豊岡市城崎町に位置しており、7割が民有林、3割が公有林である。森林は、天然性の広葉樹とアカマツ林に恵まれている。大部分が水源かん養保安林に指定されている。また、山陰海岸国立公園に含まれており、城崎温泉の背景緑地になっている。

鳥類は、カケス、ホオジロ、シジュウカラ等の数多い種が生息し、サンコウチョウ、オオルリ、ヤイロチョウ等の春秋の渡り鳥の中継、休養地にもなっている。このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

ウ 管理方針

現場巡視、鳥類の飛来状況のモニタリング調査等を通じて、区域内の生息環境の把握に努め、鳥類の安定的な生息に支障が及ぶことの無いよう留意する。

当地域は、地域住民の生活圏に隣接しており、鳥類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるように、地元自治体や関係機関との調整を図る。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県環境部自然鳥獣共生課及び豊岡農林水産振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）

兵庫県環境部自然鳥獣共生課鳥獣保護管理班

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
宝塚市	阪神間都市計画地区計画	雲雀丘3丁目北地区地区計画
明石市	東播都市計画地区計画	江井ヶ島駅北地区地区計画

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
宝塚市	阪神間都市計画高度地区	宝塚山手台地区地区計画
同市	阪神間都市計画地区計画	
明石市	東播都市計画用途地域	明石市公共下水道
同市	東播都市計画高度地区	
同市	東播都市計画特別用途地区	
同市	東播都市計画下水道	

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に係る届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ダイレックス飾磨店  
 所在地 姫路市飾磨区細江字中ノ坪2633番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	五味 肇
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
 (仮称) ダイレックス飾磨店
    - イ 変更後  
 ダイレックス飾磨店
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	多田 高志

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	五味 肇

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	多田 高志

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	五味 肇

4 変更年月日

令和6年3月1日

5 届出年月日

令和6年6月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和6年6月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年10月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ三田ウッディタウン  
所在地 三田市すずかけ台3番2

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティ マネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号	伊藤 光博

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティ マネジメント株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	伊藤 光博

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

大和ハウスリアルティ マネジメント株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号 伊藤 光 博

- 4 変更年月日  
令和6年3月13日
- 5 届出年月日  
令和6年6月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和6年6月28日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和6年10月28日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ダイレックス加西店  
所在地 加西市北条町横尾432-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
J A三井リース建物株式会社	東京都中央区銀座八丁目13番1号	工藤 真樹
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  

名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	多田 高志
  - (2) 変更後  

名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	五味 肇
- 4 変更年月日  
令和6年3月1日
- 5 届出年月日  
令和6年6月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和6年6月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年10月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市阿弥陀町北池字庄境19番4の一部、52番1、53番、54番2の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市辻井一丁目1番23号

株式会社赤鹿地所 代表取締役 赤鹿保生

3 許可年月日及び許可番号

令和6年1月30日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-5-2号（5高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神崎郡福崎町南田原字ハツグロ2942番1の一部、2943番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神崎郡福崎町南田原2942番地3

松岡義彦

3 許可年月日及び許可番号

令和6年1月17日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-24号（5福崎）

**人事委員会公告**

**兵庫県職員事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験の実施**

兵庫県職員事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験を次のとおり実施する。

令和6年6月28日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
(1) 総合事務職 (2) 警察事務職 (3) 教育事務職 (4) 小中学校事務職 (5) 農学職 (6) 林学職 (7) 総合土木職 (8) 建築職	10名 3名 6名 5名 2名 1名 2名 1名	<p>1 年齢制限 2003（平成15）年4月2日から2007（平成19）年4月1日までに生まれた人（2025（令和7）年4月1日現在で18歳～21歳の人）</p> <p>ただし、定時制及び通信制の高等学校に在学する人（高等学校卒業以上の学歴を有する人は除く。）に限り、1994（平成6）年4月2日から2007（平成19）年4月1日までに生まれた人（2025（令和7）年4月1日現在で18歳～30歳の人）</p> <p>2 学歴 次のいずれかに該当する人は受験できない。 (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した人 (2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等の在学期間（休学期間を除く。）が通算して2年を超える人 (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等の第3年次以上に現に在学し、又は在学したことがある人 (4) 外国における大学等を卒業した人（2025（令和7）年3月31日までに卒業する見込みの人を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した人（2025（令和7）年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む。）</p>

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない人（総合事務職、警察事務職、教育事務職に限る。）
- 2 地方公務員法（1950（昭和25）年法律第261号）第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する人
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	2024（令和6）年9月29日（日）	神戸会場：兵庫県立のじぎく会館 豊岡会場：兵庫県立豊岡高等学校
面接試験	2024（令和6）年10月28日（月）から11月6日（水）までのうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

(1) 筆記試験

（事務系職種）

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

イ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成

力について試験を行う。

(技術系職種)

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

イ 専門試験

各職種に必要な高等学校卒業程度の専門的知識について記述式により試験を行う。

(2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

ア 個別面接

責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 筆記試験

2024(令和6)年10月中旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

(2) 面接試験

2024(令和6)年11月中旬

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

(1) 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000032.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000032.html)

また、兵庫県人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、「事務系職種・技術系職種(高卒程度)請求」と朱書き、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

(2) 申込方法

「兵庫県電子申請システム」

を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2024(令和6)年9月13日(金)頃に発行する。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000078.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000078.html)

(3) 受付期間

2024(令和6)年8月1日(木)午前10時から同月30日(金)午後5時まで(受信有効)

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示される。

なお、名簿は確定の日から2026(令和8)年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用給与課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話(078)341-7711 内線5920、5921

## 公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第7号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則



兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表第3の2県道の部西脇八千代市川線の項の次に次のように加える。

三木三田線	三木市志染町御坂字南大原547番から同市志染町戸田字十力303番1まで
大阪伊丹線	尼崎市次屋1丁目218番から同市若王寺3丁目158番3まで

別表第3の2県道の部宗佐土山線の項の次に次のように加える。

神戸加東線	三木市志染町御坂字南大原566番2から同市志染町御坂字法鑑753番92まで
-------	---------------------------------------

別表第3の2県道の部下滝野市川線の項の次に次のように加える。

尼崎停車場西川線	尼崎市常光寺1丁目1番から同市浜1丁目74番2まで
----------	---------------------------

別表第3の2県道の部黒田庄多井田線の項の次に次のように加える。

高田久々知線	尼崎市若王寺3丁目158番3から同市神崎町55番13まで
--------	------------------------------

別表第3の2県道の部花田御着停車場線の項の次に次のように加える。

大塩別所線	姫路市別所町佐土字関ヶ端1220番2から同市別所町佐土字中出口587番2まで
-------	--

別表第3の2市道（姫路市）の部幹第23号線の項の次に次のように加える。

幹第54号線	姫路市木場十八反町16番から同市木場十八反町14番まで
幹第55号線	姫路市木場前七反町39番から同市木場前中町17番2まで

別表第3の2市道（姫路市）の部広畑60号線の項の次に次のように加える。

網干251号線	姫路市網干区浜田1250番20から同区浜田1287番9まで
---------	-------------------------------

別表第3の2市道（尼崎市）の部東海岸町線の1の項の次に次のように加える。

大庄区画第23号線	尼崎市中浜町25番4から同市大浜町1丁目23番2まで
杭瀬第10号線	尼崎市常光寺3丁目62番から同市杭瀬本町1丁目48番7まで
常光寺区画第1号線	尼崎市常光寺1丁目217番から同市常光寺1丁目2番まで
尼崎豊中線	尼崎市浜1丁目95番から同市次屋1丁目218番まで
小園区画第11号線	尼崎市次屋3丁目119番から同市次屋3丁目121番まで

別表第3の2市道（明石市）の部南二見1号線の項中「9-1番地先」を「24番」に改め、同表南二見3号線の項の次に次のように加える。

南二見18号線	明石市二見町南二見25番1から同市二見町南二見1番28まで
---------	-------------------------------

別表第3の2市道（南あわじ市）の部の次に次のように加える。

市道（加東市）	インターパーク 補幹1号線	加東市南山6丁目3番9から同市南山6丁目3番10まで
---------	------------------	----------------------------

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第152号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年6月28日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤田 隆

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）
  - (2) 実施期日
    - ア 新規取得講習  
令和6年8月1日（木）から同月8日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間
    - イ 追加取得講習  
令和6年8月6日（火）から同月8日（木）までの3日間
  - (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
  - (4) 修了考査の実施  
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和6年8月8日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。
- 3 受講対象者  
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
    - ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
    - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規

則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者  
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和6年7月2日(火)から同月4日(木)までの間(午前10時から午後5時まで)

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和6年7月10日(水)から同月17日(水)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで)

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通

(ロ) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(イ) 申込書1通

- (f) 指導教育責任者資格者証等の写し
- (g) 次に掲げるいずれかの書面
  - a 3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
  - b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
  - c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
  - d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
  - e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書の受付後は返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

- (1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。
- (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課  
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

## 警察本部公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年6月28日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

1 調達内容

- (1) 入札件名  
パーソナルコンピュータ3,300式賃貸借
- (2) 契約内容  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和6年12月27日（金）
- (4) 賃貸借期間  
令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）まで

- (5) 納入場所  
仕様書のとおり

- (6) 入札方法

前記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 川畑  
電話 (078) 341-7441 内線2273
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和6年6月28日（金）から同年7月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和6年8月8日（木）午前10時00分 兵庫県警察本部11階会計課別室
- (4) 入札書の提出期限  
前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年8月7日（水）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を令和6年8月6日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。  
また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合がある。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和6年7月12日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和6年8月15日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1の(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Murai Toshiyuki, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

## (2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Personal Computer 3,300 sets (leasing contract)

## (3) Lease period:

From January 1, 2025 through December 31, 2029

## (4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 July 12, 2024

## (6) Deadline for tender:

17:00 August 7, 2024 by mail

10:00 August 8, 2024 by direct delivery

## (7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Kawabata, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2273

## 入札公告

WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年6月28日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

## 1 調達内容

## (1) 入札件名

パーソナルコンピュータ537式賃貸借

## (2) 契約内容

仕様書のとおり

## (3) 納入期限

令和6年12月27日(金)

## (4) 賃貸借期間

令和7年1月1日(水)から令和11年12月31日(月)まで

## (5) 納入場所

仕様書のとおり

## (6) 入札方法

前記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 川畑

電話 (078) 341-7441 内線2273

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年6月28日(金)から同年7月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和6年8月8日(木)午前10時30分 兵庫県警察本部11階会計課別室

(4) 入札書の提出期限

前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年8月7

日（水）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を令和6年8月6日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合がある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和6年7月12日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和6年8月15日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1の(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:



Murai Toshiyuki, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:  
Personal Computer 537 sets (leasing contract)

(3) Lease period:  
From January 1, 2025 through December 31, 2029

(4) Lease place:  
Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 July 12, 2024

(6) Deadline for tender:  
17:00 August 7, 2024 by mail  
10:30 August 8, 2024 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:  
Ms.Kawabata, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2273

正 誤

○令和6年3月29日付け（兵庫県公報第19号外）  
兵庫県病院局管理規程第11号（病院局組織規程等の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
5	下から8	第50条の3第2項中「週休日若しくは」の右に「勤務時間を割り振らない日」を加える。	第50条の3第2項中「週休日若しくは」の右に「勤務時間を割り振らない日又は」を加える。
6	下から28	第2条第2項中「地方公務員」を「第14条の3第1項に規定する育児を行う医師の短時間勤務又は地方公務員」に改め、「(以下)の右に「これらを」を加える。	目次中「第2章 勤務時間(第2条—第14条の2)」を「第2章 勤務時間(第2条—第14条の6)」に改める。 第2条第2項中「地方公務員」を「第14条の3第1項に規定する育児を行う医師の短時間勤務又は地方公務員」に改め、「(以下)の右に「これらを」を加える。